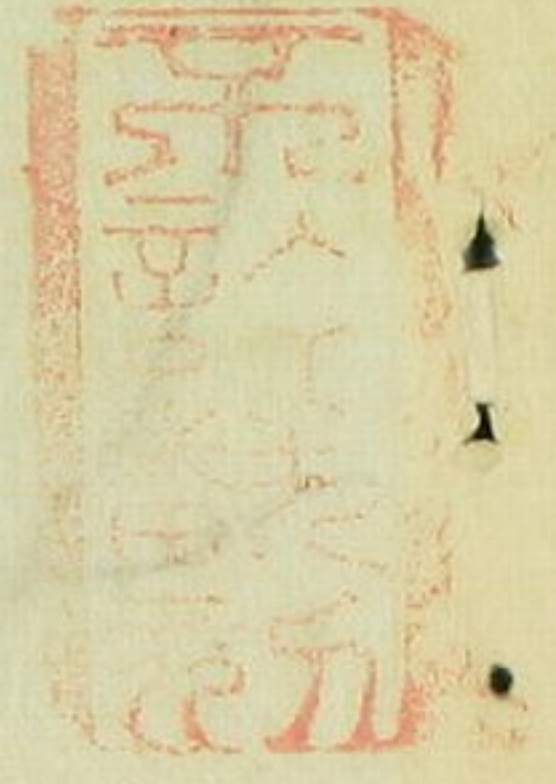


遠近新聞
第十四號

定價一匁



西垣文庫
文庫 10
7265
12



時 文庫10
7265
12

遠近新聞第十四号

慶應四年五月九日



閏四月廿六日横濱日刊新聞より抄訳

徳川□□再勤の説あり勿論再び將軍とるる事非
も當今長洲とあり陸軍局并軍防局を掌どり薩
の海軍局を掌どり故此後徳川□□の職掌は多
分外國局とありと思はる若し然らば□□の近
日江戸より力所及交易を故に復さんと恐れ
きるり交易を故に復するの掛合と既し始まり西國
よかぬといふ大凡三週日以前より
皇帝より沙汰有

遠近新聞

第十四号

七十

〜との人ども其事実未だ詳ならず

昨朝蒸氣船アデン入津せしより左の雜報を得

目

ワールスの太子夫婦も四月廿四日アイルランドを出立の筈なり

四月廿三日は公議所は入用金の積り書を持出して

アビシニヤ征伐の入用金も五百万封度と取極ま

り其中二百万は已に取立より其後三百万封度の諸

物成運上を一錢づつ増して之を取集めんとせり然

らば物成運上の都合一封度より六錢づつ割合

よるあり且外々の運上より手を附る事なり

公議所の下院は於て日本及び支那のコンシユル館の

入用金の不足を補ふより五万九千五百廿封度を

差出べきの評議あり多くは之は一致しり勿論之

を拒む者もありしが皆論破されり 已上英國の

澳地利より日本及び支那のコンシユルを言舟より

亞墨利加よりの新聞は大統領ジョンソンの罪科の

証拠未だ不分明のより當月廿六日頃より確報を得

○

鈴木唯一訳

四月十八日

東久世中將

英吉利佛蘭西字漏生伊太里魯西亞和蘭院右六ヶ國
へ爲使節渡海の致旨 仰出外事

同月十九日

四條大夫

新源裁判所總督兼北陸道鎮撫副總督 仰出外事

同月廿四日

淡野井侍從

佐渡國裁判所總督 仰出外事

同月廿九日

平松甲斐權介

三河國裁判所總督 仰出遠江駿河可爲支配事

○於上方由布告書の写

今般賊徒追伐 仰出 皇威漸々盛よ 爲成以よ
舟ての上親王公卿より下非藏人諸官人よ至る追感
激奮發 朝廷の由爲り擲身命忠勤可仕の所傍觀座
視尺寸の功も無之輩刺へ自己の利欲を貪り行々大
禄も可賜杯と噂仕居小者も有之哉よお聞以の外よ
舟諸家世襲の禄よ至りても時宜よより 減少事共
加増 仰舟儀ハ無之但一此等由奉公の廉より
功勞有之ハ向ハ其身限り加禄を可賜候よ舟官位よ
至り候ても同様世襲の由弊ハ改草遊人材よ應

ト由補任可爲在儀ノ同一其心得ニ文武の
事業精々ト勉勵可仕レ從前在ニ朝の人々武を唯武家
の業ト於テ朝廷ニ用ハ不レ爲在ニ吏ト存ト一切致
廢業ノのニ々々ト文藝ニ至リ以テ固陋拙劣草莽
布衣の士ノ々々ト不レ及徒ニ軟媚の風を喜ビ上品
抔ト稱シ花奢武流をモ致シ以テ満ニ朝婦人の
如ク遂ニ紀綱ト皇道陵夷ニ至リ以テ段実以テ愧
可レ嘆ニの至ニ以テ向後讀書擊劍を始メ文武の大道ニ至
り且ニ夕講究可仕精熟の上ニ應其才夫々ト由登庸可レ爲
爲在ニ思召ニ以テ同無懈怠可レ心ニ拭ハ以テ尤ト由時節ニ至リ

官武の差別無ク之レ同武家の輩ニ對シ倨傲不遜万
確執を生シ以テ之レ不容易儀ニ以テ同吳々も可レ心得
家來下部ニ至リ朝廷ノ威光ト攸リ勤ニ王ヲ
口突ク庶人を欺キ金穀ヲ貪リ以テ者も可有レ之レ哉
よ舟急度可レ舟ニ且ニ今度赦令ニ爲行有罪の輩も寛
大の由所置ニ爲在ハ以テ尚此上怠惰悖戾輩ハ不
撰貴賤嚴罰ニ可レ仕ニ仰舟儀ニ以テ同此旨兼ニ可レ心得
様 由沙汰の事

辰正月

○五月四日伊豆守殿由渡由書舟写

市中巡邏の儀惣て官軍方より其結ゆる是迄迄
仰角置の巡邏由免を成り右の通兼る巡邏を仰角
の向角お達の間を私得其意に就て以来途中鎗小
銃等携へ往來絞一回鋪の

右の通向々へお相觸の事

○石炭坑の毒氣を論ず

千八百十二年第五月廿五日英國デルハム郡の石炭
坑より於て燈火変じて一種の氣となり坑中皆火とな
りて夥しく粉末の石炭を投出せり此時礦夫九十三人
焼死せり又同年第十月十六日同郡の石炭坑より此氣

烈しき音もろとも発して夥多の礦夫之が爲めよ
命を失へり其他諸所の石炭坑より此氣の發せりよ
よりて人馬の命を失へり者其數勝て計るべりよ
此礦氣の輕炭化水素氣といへり者よて石炭坑より生
り又沼澤等よ於て草木の腐敗よりも生る此氣の空
氣と混ぜるもの若し火に觸るる時も忽ち炸鳴して
燃ゆ故に礦夫之を名けて爆発氣と謂ふ
惣て石炭坑より必此礦氣あり故に英人ホニフ
レーダヒーといへる者之を憂みて礦夫の爲めよ
避難燈と名らる擲燈を作きり今時此燈を名づけ

ダヒーの避難燈とりみ世の人其利を受る事少
かゝる其製と図を第十七号に載と者官宜しく参
考せよ

黒沢孫四郎記

○横濱新聞より抄出

亞弗利加のアルゲールとりの所大饑饉とて其
地のアラビヤ人餓死する者幾万とり其數を知ら
ず或は女子供を殺して其肉を食ふ者も有りといふ

